

議案第 25 号

平成 28 年第 3 回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る歳出補正予算案を平成 28 年第 3 回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成 28 年 8 月 19 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る予算案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

別紙

歳出補正予算(案)

課名	事業名	説明	金額
学校教育課	情報教育推進事業費(小学校)	ソフトウェアのサポート終了に対応するため、小学校図書館司書用パソコンを更新	1,550千円
	情報教育推進事業費(中学校)	ソフトウェアのサポート終了に対応するため、生徒の情報教育用パソコンを更新 輪島中学校、東陽中学校	5,948千円
生涯学習課	体育施設整備事業費	一本松総合運動公園体育館の電気設備改修 高圧気中開閉器等取替	1,000千円
文化課	有形文化財保存事業費	大本山總持寺祖院が所蔵する古文書等(市指定)保存対策費補助 補助率：1/2 交付先：宗教法人大本山總持寺祖院	405千円
	天然記念物保護対策事業費	白山神社の大ケヤキ(市指定)保存対策費補助 補助率：1/2 交付先：尊利地区	176千円
	天領黒島角海家管理費	重要文化財の指定を受け案内看板等を改修 指定年月日：平成28年7月25日	1,000千円
合 計			10,079千円

議案第 26 号

平成 28 年第 3 回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別添の教育に関する事務に係る平成 27 年度一般会計歳出決算案を平成 28 年第 3 回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成 28 年 8 月 19 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る決算案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

議案第 27 号

輪島市いじめ防止対策推進基本方針の策定について

輪島市いじめ防止対策推進条例(平成 28 年輪島市条例第 6 号)第 8 条の規定に基づき、輪島市いじめ防止対策推進基本方針を別紙のとおり定める。

平成 28 年 8 月 19 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため。

輪島市いじめ防止対策推進基本方針

1 基本的な考え方に関する事項

(1) 基本理念

市は、いじめの防止のための基本理念を次のとおり定める。

ア いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

イ いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

ウ 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

エ いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、地域住民、家庭その他の

関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) 基本指針

市は、いじめの防止等に関する基本指針について、それぞれ次のように定める。

ア いじめの防止

- ・市全体で、いじめが生まれない社会環境をつくる。
- ・児童生徒の道徳心の育成や他者の人格を尊重する姿勢を育むなどの取組を行う。
- ・児童生徒が学校や家庭において安心して過ごすことができる環境づくりを行う。
- ・児童生徒がストレスへの耐性を高めることができるよう心身の育成を図る。

イ いじめの早期発見

- ・周囲の大人が児童生徒の変化に気づき、積極的に関与できる環境づくりを行う。
- ・いじめが起こった場合に、児童生徒が当事者であるかどうかに関係なく、周囲の大人や関係機関などに当該事実を速やかに伝えることができるような環境づくりを行う。

ウ いじめへの対処

- ・被害者となった児童生徒の心身の安全を速やかに確保し、当該児童生徒が継続して学校に登校できるような環境を整備する。
- ・加害者となった児童生徒に事情を聴き、原因を調査するとともに、当該加害行為の影響について理解させる。
- ・事案が重大事態に該当する場合は、法令の規定に基づき適正に対処する。

エ その他

- ・いじめの防止、早期発見のための対策が効果的に行われるよう、日頃から学校、保護者、家庭、地域が連携できる体制づくりを行う。
- ・いじめの防止等のための対策が迅速かつ効果的に行われるよう、関係機関が定期的に情報交換を行い、協調して取組を実施できるような体制づくりを行う。

2 対策の推進に関する事項

(1) いじめの防止

- ・市は、相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。
- ・教育委員会は、道徳教育及び体験活動等の充実が図られるよう努めるものとする。
- ・教育委員会は、保護者を対象とした啓発活動の実施や相談窓口の周知を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・市は、学校、保護者、家庭、地域が連携して、児童生徒の変化を見逃さない環境づくりを行う。
- ・教育委員会は、所管する学校において、定期的な調査等による早期発見のための体制を整備する。

(3) いじめへの対処

- ・市は、学校からいじめの事案について報告を受けたときは、必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・教育委員会は、重大事態が発生した場合は、輪島市教育委員会いじめ問題対策委員会を通じ、事実関係を明確にするための調査を実施する。この場合において、教育委員会は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- ・教育委員会は、いじめを受けた児童生徒等の安全確保が図られるよう学校へ指示するとともに、いじめを行った児童生徒への出席停止を命ずる等、必要な措置を講ずる。

(4) その他

- ・教育委員会は、いじめ防止等の対策について、教職員の資質能力の向上を図るとともに、要請があった場合に専門的知識を有する者を派遣できるような体制

を整備する。

- ・教育委員会は、いじめ防止等の対策について、所管の学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組が充実するよう努める。
- ・教育委員会は、いじめ防止等の対策について、輪島市いじめ問題対策連絡協議会を通じ、関係機関と連携して推進するものとする。
- ・教育委員会は、いじめ防止等の対策について、過去の事案に関する情報の共有、調査研究及び検証を行い、その成果の普及に努める。
- ・学校は、いじめの防止等に関する対策が効果的に行われるよう、日頃からいじめの事案等に係る情報について隠すことなく、学校内はもとより、教育委員会や市全体において共有するものとする。なお、教育委員会が学校評価を行う場合には、いじめの事案の有無や多寡のみでなく、当該事案に係る情報が日常的に共有されることにより、いじめ防止等の対策に組織的かつ効果的に対応できているかどうかなどの点について、十分配慮しなければならない。